

銀雀山漢簡『守法守令等十三篇』訳註(四)

橋本明子

凡例

本稿は、「銀雀山漢簡『守法守令等十三篇』訳註(一)」「(名)古屋大学東洋史研究報告」二七、二〇〇三・「銀雀山漢簡『守法守令等十三篇』訳註(二)」「(名)古屋大学東洋史研究報告」二八、二〇〇四・「銀雀山漢簡『守法守令等十三篇』訳註(三)」「(名)古屋大学東洋史研究報告」二九、二〇〇五)に続く、銀雀山漢簡の訳註の一部である。前稿同様、底本として銀雀山漢墓竹簡整理小組『銀雀山漢墓竹簡(壹)』(文物出版社、一九八五、以下テキストと称する)を使用している。構成は、標題、原文、書き下し文、註、訳文の順序からなる。その際、原文・書き下し文における数字は簡番号、□は一字不

明、……は字数不明、【】は文意より欠字を補ったもの、()は異体字もしくは通假字をそれぞれ意味する。また書き下し文に附した註は訳註者によるものであるが、必要に応じてテキストにある註釈を原註、劉海年・楊升南・呉九龍『中国珍稀法律典籍集成』甲篇第一冊(科学出版社、一九九四)の註釈を『珍稀』、早稲田大学簡帛研究会「銀雀山漢簡『守法守令等十三篇』の研究(三) 王兵篇・市法篇・李法篇」(『中国出土資料研究』八、二〇〇四)の註釈を『早大』として紹介している部分がある。

市法篇

五¹

(1) 原註によれば、本篇に収められた各簡は、その内容により、篇題木牘記載中の「市法」に当たると考えられるものを収めており、標題簡は未発見であるが、「市法」として分類する、としている。このような「市」に関するまとまった記述は、他の出土文献には見られないものであり、特に『管子』と類似する記述が見られることは、本篇の成立を考えるうえで重要な鍵を含んでいる。また、国家や都市における市の役割についての叙述があることは、戦国時代における市の存在意義を追究するうえで看過しえないものである。更にここに述べられている市のスケール、及びプランが出土遺構のそれや、あるいは画像磚に描かれたものとおおきな乖離を見せないことからするならば、この市法篇はかなり現実的な要素を踏まえて編成されていたのではないか、との印象を禁じえない。本篇が実際に施行・運用された「法律」であるの

か否かは、なお検討を要する問題ではあるが、少なくとも戦国時代における市の「在り方」を窺う際において、先ず以つて注目されるべき資料といえよう。

王者无市、朝(霸)者不成肆、中国利市、小国恃市。市者百化(貨)之威、用之量也。中国能【利】市者強、小国能875利市者安。市利則化(貨)行、化(貨)行則民□、【民□】則諸侯財物至、諸侯財物至則小国富、小国富則中国876……

王者は市無し、朝(霸)者は肆を成さず、¹中国は市を利し、²小国は市を恃む。³市は百化(貨)の威、用の量なり。⁴中国能⁵く市【を利】すれば強く、小国能く875市を利すれば安んず。市利⁶あらば則ち化(貨)行なわれ、化(貨)行なわれれば⁷則ち民□、【民□】れば則ち諸侯の財物至り、諸侯の財物至れば則ち小国富む、小国富めば則ち中国876……

(1) 「肆」については、『周礼』司市「陳肆を以て物を辨ちて市を平らかにす」とあり、孫詒讓『周礼正義』は、「肆は、各おの其の物に従いて、陳列して一處と為す」とし、商品の種類により区画された市列、すなわち市の内部に

設営された店舗の列とする。ここの文章は、霸者は「市」を設置するものの、それに対して統制を加え区画整備するなどの、積極的な介入はしないとの意であろう。

(2) 『韓非子』難二に「商市・閔梁の行を利し、能く有る所を以て無き所に致し、客商、之に帰し、外貨、之に留まり……」とあり、「利」とは「都合よくする」「なめらかにする」の意で使用されている。従って「利市」とは、直接的には「市を円滑に活用する」との意味と考えられるが、当然その結果として、市より利益がもたらされることとなる。それゆえ、『早大』の指摘するごとく「利市」を「市より利益を獲得する」と解釈することは穩当といえよう。

(3) 『尉繚子』武議に「夫れ出でては戦うに足らず、入りては守るに足らざる者は、之を治むるに市を以てす。市は以て戦守に給する所なり。万乗は千乗の助け無ければ、必ず百乗の市有り」とある。防衛能力の低い「小国」にあつては、市の存在は国家の存続を図るうえで不可欠であつたのだろう。

ところでこの部分においては、「王」「霸」「中国」「小国」がランク付けを持つて現れているが、「小国」から

「王」へと向かうにつれ、「市」への依存度が減少している。これは『早大』が指摘するごとく、『管子』権衆「府、貨を積まずして、民に藏あるなり。市、肆を成さずして、家用足るなり。……野に草を積まず、府に貨を積まず、市に肆を成さず、朝に衆を合わせざるは、治の至りなり」とあるように、「不成肆」が国の在り方として理想的な状態であることを意識した言説であろう。なお、『管子』乗馬、大数には「為すこと無き者は帝、為せども為すを以うるること無き者は王、為せども貴しとせざる者は霸」とあり、作為を行わないことを善とする思想が見られるが、この簡文においてもそうした思想が背景に存しているのかもしれない。

(4) 原註では「威」を「隈」と読み、「淵」の意とし、李学勤(『市法』講疏)。初出一九八九、『簡帛佚籍与学術史』時報文化出版企業有限公司、一九九四。以下、李学勤の見解は、この論文に示されたものを指す)は「彙」と読む可能性を指摘しているが、いずれも「物資が集中するところ」という方向で捉えている点で共通する。しかしこの文章は明らかに『管子』乗馬「市は貨の準なり(尹知章注…準は、則なり。貨の貴賤は、市、之を準則と為す)。

黄金は用の量なり〔尹知章注…量は、度なり。黄金の多少を以て度りて国用を制む〕と重なるものである。そしてまた『爾雅』釈言に「威は、則なり」とあることを踏まえるならば、両者が符合することはまず疑いない。

したがってこの部分の「威」とは「依拠すべき準則」という意味であろう。なお、「威」と「則」が通用するのは、順守すべきものは、すべからく「おそれ服するもの」という意味が付帯するためと思われる。

(5) 右に述べた点からして、「用の量」とは、「国用」すなわち国家の財政上の費用を算定するハカリという意味であろう。

(6) 「市利」について、『商君書』外内に「故に国を為むる者は、辺利は尽く兵に帰し、市利は尽く農に帰す〔商君書解詁定本〕朱師轍注…辺境関市の利は、皆な兵に帰す。故に兵、強し。国内の商賈の利は、尽く農に帰す。故に農、富む」とあり、「市利」が「市からあがる利益」という意味であることが知られる。

(7) 『史記』貨殖列伝・范蠡列伝には、「朱公、以為えらく、陶は天下の中、諸侯四通し、貨物交易する所なり」とあり、また『国語』齊語に「齊国の魚塩を東萊に

通じて、関市をして幾べて征せざらしむ。以って諸侯の利を為す」とある。市は商人のみならず、諸侯の間でも利益をもたらすもの、とする認識がかなり広く共有されていたことが窺える。

(訳文) 王者は市を持たず、覇者は一市を設置しても一肆列(店舗の列)を作らず、中国は市によって利益をあげ、小国は市をその存続の頼みとする。市はあらゆる物資がその動きにおいておそれ従うべき準則となるものであり、国家の財政費用を算定するハカリである。中国は市によって【利益が得られれば】強くなることができ、小国は市の利益を受けることが出来れば安泰である。市に利益が上げれば商品は流通し、商品が流通すれば民衆は□。【民衆が□】ならば諸侯の財物は小国にまで流通し、諸侯の財物が流通すれば小国も豊かになる。小国が豊かになれば中国は……

……□如此則小国置市877……

……□、此くの如とくなれば則わち小国、市を置き877
……

(1) 原註は、この簡が876簡の簡尾である可能性を指摘している。しかし模本によると、「此」字と「則」字の間には編綴の縄跡が認められるが、これを他の簡の位置と照らし合わせると、この部分が簡尾とは考えにくい。875簡から876簡のものと連関する内容を持つ可能性はあるが、当簡を876簡の簡尾とするには、なお判断材料に乏しく、確定的なことはいえない。

(訳文) ……□、このようであったならば、小国は、市を設置し……

……也。欲利市、吏必力事焉、民□□878……
……なり。市を利せんと欲すれば、吏¹必ず力事し、民□□878……

(1) この「吏」とは、879簡に見える「市吏」を指すと思われる。例えば『漢書』尹翁歸伝に「是の時、大將軍霍光、政を乗り、諸霍、平陽に在り。奴客、刀兵をもちて、市に入り鬪変す。吏、禁ずる能わず。翁歸、市吏に為るに及び、敢えて犯す者莫し」とあり、「市吏」

が「吏」と簡稱されている事例が見られる。

(訳文) ……である。市に利益を上げようとするれば、市の役人は必ず職務に努力し、民□□……

……必大吏能平均、下吏能母割利焉。輕正(征)賦、母有庶孽、母煩其力事。非市吏□879……

……必ず大吏は能く平均し、下吏は能く利を割くこと母かれ。
正(征)賦を軽くし、庶孽有ること母く、其の力事を煩わすこと母かれ。市吏に非ず□879……

(1) 『早大』は『史記』秦始皇本紀、二世皇帝元年「大吏祿を持ちて容を取る」をあげ、高位の官吏と解釈する。李学勤は『周礼』の司市に類する官吏が大吏であるとし、その配下にある様々な官吏を下吏とする。この部分のみで判断することは困難であるが、少なくとも『早大』の指摘するとおり、高位の官吏を指すことは間違いないであろう。

『漢書』食貨志下に、王莽が長安及び五都に「五均官」を立てる際の典拠となった『楽語』なる書物には、臣讚

注によれば、「天子、諸侯の土を取り、以て五均を立つ。則ち市に二買無く、四民、常に均し。強は弱を困しむるを得ず、富は貧を要すを得ざれば、則ち公家に余有りて、恩、小民に及ぶ」との文があったらしい。この「大吏」が「平均」することを職務とすることからすると、あるいはこうした「五均官」に相当する財政官を指すのかもしれない。

(2) 李学勤は『周礼』司市の「政令を以つて物靡を禁じて市を均しくす」鄭玄注「物靡とは、易售して用いること無し、之を禁ずれば則ち市均し」、賈公彦疏「物貨細靡ならば、人、之を買う者多し、貴くして用いること無ければ、令して(麤)物、之を買う者をして少なくして賤くせしめ、市買をして平らかならざらしめ、令して之を禁ずれば則ち市物均平なり。故に均市と云うなり」をひき、司市のような統括する官吏が物価の調整を行なっていたと指摘する。おおむね是と思われるが、ただ、引用前の部分には「陳肆を以つて物を辨ちて市を平らかにす」とあり、この「平均」とは、物靡(贅沢品)を禁ずることとあわせて「物品ごとに区画し、価格を調整する」ことを指すものと思われる。

(3) 『早大』は『淮南子』主術訓「大臣専権し、下吏持勢す」をひき、身分の低い官吏を指すとする。是と思われるが、『漢書』韓延寿伝に「(東郡太守・韓延寿)下吏に接待するに、恩施甚だ厚くして、約誓、明らかなり」とあり、郡太守の属吏が「下吏」と表現されている。この「下吏」も、あるいは市を主管する官の配下にある属吏的なものを指すのかもしれない。

(4) この文章は、官吏による管理にもとづき、市における商人の活動が支障なく行なわれ、同時に市の機能が円滑さを保つことを述べたものである。したがって、「割利」とは、『漢書』揚雄伝下「名を細君に割る」の顔師古注「割は、損なり」とあるごとく、「割」に「そこなう」の語義があることから、「利益をそこなう」の意味と考えられる。

(5) 李学勤は市における商賈の税を軽減させる事として、是と思われる。『管子』五輔「徵斂を薄くし、征賦を軽くし」の尹知章注に「征は田租なり。賦は口率もて銭を出す」とあるが、『管子』問篇「関に征すれば、市に征する勿れ。市に征すれば、関に征する勿れ」、同、内言、霸形「関は幾ぶるも征せず。市は書するも賦せず」、

あるいは『孟子』公孫丑章句上「市は麀して征せずんば、則ち天下の商、皆な悦びて其の市に藏めんことを願わん。関は譏ぶれども征せずんば、則ち天下の旅、皆な悦びて其の路に出でんことを願わん」などとあるように、諸子の文献では関・市への課税行為はおおむね「征」「賦」と表記されている。その意味で、『早大』が関・市の税を「征」「賦」とするのは是である。したがって前引の尹知章注は明らかに非ということになるが、しかしこれは尹知章の誤解というよりも、例えば黄震『黃氏日鈔』卷之五十五、読諸子一「『管子』の注釈、最も牴牾多し」あるいは『管子集校』叙録「注文、奪語甚だ多く、且つ毎に人の竄改を被る。…今存せし尹注は、已に尹氏の旧に非ざるを知るべし」とあるごとく、『管子』の注には後人の竄改を受けた部分があることに由来するものと思われる。

(6)『珍稀』は『公羊伝』襄公二十七年「臣僕庶孽の事」の何休注「庶孽とは、衆賤の子、猶お之を樹てるに孽生有るがごとし」をひき、「庶孽」を「派生する各種の負担」と解釈する。是と思われる。

(7)李学勤は市関係の史として『周礼』所載の司市(市

官の長)とその下の有爵官吏の質人(物価と交易の質人の管理)・麀人(征賦の管理)・泉府(征賦の収蔵と朝廷への交納)と、無爵の人員として二十肆ごとに一人置かれる胥師(小治小訟等の事務)・賈師(物価の確定)・十肆ごとに一人置かれる司暴(暴乱を禁ずる)・五肆ごとに一人置かれる司稽(市内に留る者を監察する)・二肆ごとに一人置かれる胥・肆ごとに一人置かれる肆長をあげ、これらの人員が市中の賈人から司市により辟除せられたものでり、市にはこれら様々な官職があつたため、当簡では「市吏」として総称されたとしている。是と思われる。

『漢書』百官公卿表の左馮翊の条に「長安四市四長丞」とあり、同、食貨志下には「長安東西市令」「洛陽・邯鄲・臨淄・宛・成都市長」とあり、また『統漢書』百官志・大司農の条に「雒陽市長」が見られ、注引『漢官』には、市長・丞・百石畜夫・斗食・佐が列記されている。このように市を管理する官府には、多数のスタッフが存在していたわけであるが、『史記』田単列伝には「単、臨淄の市掾と為る」とあるのが、『淮南子』汜論訓「田単、即墨を以て功有り」の条の高誘注には「田単、市吏を以

て即墨の市民を率いて燕師を撃つ」とされており、「市據」が「市吏」と凡称されている。こうした事例からして、この「市吏」も市に関わる官吏の総称と考えて良いだろう。

(訳文) ……必ず高位の吏(財政官か)は市内の店舗を区画運営し、価格を平らかにし、下級の吏(市の主管官僚の属吏か)は市からもたらされる利益を損なうようなことがあつてはならない。市税を軽減させる時には、ほかの負担も派生させず、その「商人たちの」営業努力を阻んではならない。市吏ではなく□□……

……吏者具、乃為市之広陝(狭)小大之度、令必再(称)邑、便利其出入之門、百化(貨)財物利之。市必居邑880之中、令諸侯・外邑来者毋□□□881……

……吏は具すれば、乃ち市の広陝(狭)小大の度を為すに、必ず邑に再(称)わしめ、其の出入の門を便利すれば、百化(貨)財物、之を利とす。市は必ず邑880の中に居し、諸侯・外邑より来たる者をして□□□□母かれ881……

(1) 市の設置については、『周礼』司市「次敍を以つて地を分ちて市を経す」、鄭玄注「次とは吏の治むる所の舎を謂い、思次・介次なり。今の市亭の若く然たり。敍とは、肆の行列なり。経は、界なり」とあり、市の内部は市吏の治所や肆列によつて区画整理されていた。『珍稀』は「度」について、『説文』「度は、法制なり」および『周礼』大司徒「九に曰く、度を以つて節を教う」鄭玄注「度は、宮室車服の制を謂うなり」をひき、簡文の「度」を市を設置する際の制度であるとす。しかし、『礼記』王制「地を度り、民を居す」の鄭玄注に「度は、量なり」とあり、またこの「度」が「広狭小大」を受けていることからすると、ここでの意味は「測量」というものである。そのように考えると、以下にある市の規模を邑に合わせるという記述と符合する。

(2) 市の周囲が牆壁で囲まれており、その四方にそれぞれ「闕」と呼ばれる門が設けられていたことは後漢の画像磚から具体的に知ることができる。「便利」について、『墨子』尚同中に「是の故に、上は天鬼、其の政長為るを深厚とする有り。下は万民、其の政長為るを便利とするあり」とあるごとく、「都合が良い」「適切である」と

いう語義を持つ。市のスケールが邑の規格に見合うように設定することを受けていることからするならば、この部分は、市の門が邑の門などとの施設と適切な距離ないし位置関係にあるようにすることを述べたものと思われる。

(3) 『早大』も引用することく、『墨子』裸守に「子墨子曰く、凡そ守らざること五有り。……市、城を去ること遠し、四の守らざるなり」とあり、市が城から離れて存在することは、城の防衛能力を極度に低下させることになる、と述べられている。

こうした市の軍事的な側面からの機能については、先引の『尉繚子』武議の記述の他、同「夫れ市は百貨の官なり。……夫れ天下の節制を提げて、百貨の官無きは、其れ能く戦うと謂う無し」、『商君書』外内「辺利の農に帰す者は強く、市利の農に帰す者は富む。故に出でては強く、入りては休みて富む者は王たり」などと、諸子の書に広く見られる。このように市が財政面のみならず、軍事的な側面からも、都市及び国家の存続に関わる重要な機構であると認識され、また例えば『戦国策』趙策四の「済東の三城、令盧・高唐・平原、陵地の城市の邑

五十七」、『史記』趙世家、孝成王四年「城市の邑十七」などと市を備えた都市についての言説が見られることからするならば、市が邑の中に設置されなければならない、とする当簡の記述は、きわめて合理的かつ現実的なものであるといえよう。

(4) 『説文』に「外は、遠なり」とある。また、『呂氏春秋』仲秋紀に「是の月なるや、関市を易め、商旅を来たらし、貨賄を入れ、以て民事に便す。四方より来たり雑まり、遠郷より皆な至れば、則ち財物置しからず、上は用を乏く無く、百事、乃ち遂る」とあり、市の整備により、遠方各地から商人が集まることが記されていることを踏まえるならば、この「外邑」とは「遠くにある邑」という意味であると思われる。

(訳文) ……役人が揃ったならば、市の広・狭・小というスケールを測量するに際しては、必ず邑の規格に沿ったものとさせ、人々が入り出す市の門が「邑の門」などの施設と「適切な位置関係にあるようにすれば、あらゆる物品・財物にとつてすこぶる都合が良いものとなる。市は必ず邑の中に設置し、諸侯の国や遠方にある邑

から来たものについては□□□□させてはならない……

……母相稽留也。国市之法、外宮方四百歩、内宮再(稱)之。為鑿四達之882……

……相い稽留すること母かれ。国市の法、外宮は方四百歩、¹内宮、之に再(稱)わしむ。鑿を為して之を四達し882……

(一)「外宮」とは『早大』が指摘するように市を取り囲む牆壁のことであろう。国都に設けられた市の牆壁のスケールについては、秦雍城遺址内に発見された市の圍壁址は厚さ1.5m×2mの版築土牆に囲まれた長方形を呈し、南牆壁230.4m、西牆壁166.5m(王学理『咸陽帝都記』第三章第五節「市肆」、三秦

出版社、一九九九)というものがあるが、中山靈寿城内に設けられた市とおぼしき遺構は、東西約750m、南北約450mであり(河北省文物研究所『戦国中山靈寿城1975～1993年考古発掘報告』文物出版社、二〇〇五。第二章第二節「城址内遺址」、また漢長安城のものは、『三輔黄圖』に「長安に市、九有り。各おの、

方二百六十六歩」とあるものの、発掘報告では、「東市」が東西約780m、南北が約650×700m、「西市」が東西約550m、南北が約420×480mであるという(劉慶柱「西安市漢長安城東市和西市遺址」『中国考古学年鑑1987』)。したがって、一辺が「四百歩(約540m)」という数値は、靈寿城の「市」あるいは「西市」に匹敵するものといえ、かなり現実的なものといえる。

(2)「宮」について、『釈名』積宮に「宮は、之を室と謂う。室は、之を宮と謂う」、同積宮室に「室は、実なり。人物、其の中に実満するなり」とあり、人や物が満ちている建造物を指すとされている。既に示したように、市には列をなした店舗や、そこで取引を行なう多くの商人で充満していたわけであるから、この「宮」もそうした店舗群を意味しているのかもしれない。

ただ、「宮」には一方で、『釈名』積宮室「宮は、穹なり。屋の垣上に見ゆること、穹隆然なり」とあるごとく、「牆壁の高さを越えるくらいの立派な建物」という意味もある。それを考慮に入れるならば、あるいは市の管理知所にして高層建築物である「市楼」を指す可能性もある。漢長安城の市には、東西147m、南北56mの大型

建築物を中央部に配した、約300m四方の建築遺構があり（劉慶柱「漢長安城」『中国考古学年鑑1998』）、これが「市樓」の跡地であったとも目されるが、現時点ではいずれに相当するのか判断はつかない。

(3) 『珍稀』は『史記』大宛列伝「張騫空を鑿つ」の集解・蘇林注「鑿は、開なり」をひき、「四方に道を開通する」意とする。おおむねその方向であると思われるが、ただ漢代の市には、張衡「西京賦」〔文選〕所収に「爾しかして乃ち廓しかいに九市を開き、闕を通じ門を帯び、旗亭（市樓のこと）五重にして、俯して百隧を察す」とあるように、四方を「闕」と呼ばれる囲壁で囲まれ、それぞれ「闕」に門が設けられ、四方の門からは、それぞれ東西方向と南北方向に十字形に隧と呼ばれる街路が通じていた。また後漢の画像磚にもこうした市の様子が描かれていることからして、東西南北の各門からのびる四方に作られた大型の十字路を指すと思われる。

(訳文) ……互いに滞らせてはならない。国都の市の規定として、「市を取り囲む」牆壁は一辺が四百歩（約540m）であり、その内部の店舗「あるいは市樓など

の管理官府」などの建造物は、それに適応するように設置させる。「市の内部には」東西南北にのびる大型の十字路を作り……

……市二分也。為肆邪分列疏数883……
……市は二分するなり^①。肆邪を為す^②。列を分かつに疏数もて^③
883……

(1) 先の881簡の註(1)で引いた『周礼』市司の記述、とりわけ鄭玄注の「経は、界なり」とあることからすると、『早大』のいうごとく、市を何らかの形で二つに区分けすることを意味するものと思われる。

(2) 原註は「邪」を「敍」と通じ、先引881簡註(1)の「周礼」市司の記述を引き、「肆邪」を市列すなわち店舗の列のことと解する。『珍稀』は「除」と通じるとし、市中の道路と解するが、しかし875簡註(1)に触れたごとく、「肆」には扱う商品に区画がなされており、また882簡の註(3)で見たように、市の内部には既に十字路が設けられていた。これらの点を踏まえるならば、この「肆邪」も、「店舗」と「道路」というよりは「扱

……は七尺(約157.5cm)を越えてはならない。低価格のものは十尺(約225cm)を越えてはならない。これが店舗区画の規定である。種々の他の物品は□ではなければ……

……職於肆列間886……

……職を肆列の間に886……

(1) 原註はこの簡が879簡の末尾である可能性があり、879簡末の残字とこの簡の上端の残字を合わせる、「有」字に読めるとし、李学勤もそれに従うが、写真版では確認は困難である。ここでは879簡とは分割しておく。

(訳文) ……職務を店舗の間に……

……□也。市嗇夫使不能独利市、邑嗇夫887……

……□なり。市嗇夫は独りのみ市に利すること能わざらしめ、邑嗇夫887……

(1) 『早大』も引用する『漢書』何武伝に「武の弟頭、家に市籍有るも、租、常に入れず。県、数しば其の課を負う。市嗇夫求商、捕らえて頭の家を辱しむ」とあるように、漢代では、市嗇夫が市籍者の管理を行い、とりわけ市租の徴収に携わっていたものと考えられる。戦国時代の「市嗇夫」とは、庫法篇843簡「庫嗇夫」註(1)に示されたごとく「官嗇夫」の一つであり、県における一定部局の主管者といった職務を持つものであろう。

(2) 李学勤は「市の官吏が市の収益を壟断する事を禁じ、邑の官吏が管理監察に当たる」意と解するが、しかし『周礼』司市には「陳肆を以て物を辨ちて市を平らかにし、政令を以て物靡を禁じて市を均しくす」とあり、同、買師には「其の次の貨賄の治を掌り、其の物を辨ちて之を平かにし、其の成を展ねて其の賈を奠め、然る後、市わしむ」とあるごとく、市の利益を一部に集中させないための管理の記述が有り、この部分はおそらくは『早大』の指摘するごとく、一部の商人にのみ利益を集中させないことを目指すことを述べたものであろう。

(3) 先引の『漢書』何武伝の記事では、市嗇夫が市租の徴収に深く関与し、なおかつそれは県官府からの要請

にもとづくものとの状況下にあったことが窺えるが、睡虎地秦簡、秦律十八種所収の関市律に「作務及び官府の市を為すに、錢を受くれば、必ず輒ち銛中に入れ、市者をして其の入るるを見さしめよ。」(164、『雲夢睡虎地秦墓』文物出版社、一九八一、の簡数による)とあり、「市者」すなわち市の管理関係官に営業者が納税している旨が記されている。秦律十八種は、県及び都官における管理業務に関わる規定が集成されたものであり(江村治樹『雲夢睡虎地出土秦律の性格』初出一九八一、『春秋戦国秦漢時代出土文字資料の研究』汲古書院、二〇〇〇所収)、したがってこれら市租の徴収は県令の責任下において行われたことは確実であろう。市の運営に関して県令が最終的な統括者であったことは、『韓非子』内儲説上における、県令の龐敬が市における不正防止のため、「市者」に一計を案じたという記述、あるいは『後漢書』孔奮列伝における、姑臧長となった孔奮が「市、日に四合」したため、姑臧県に「豊積を致し」たという記事からも確認しうる。このように市の運営に県令が大きく関与しており、また市租の徴収業務の在りかたから市奮夫が県令の属下にあったと考えられることを踏まえるならば、こ

の「邑奮夫」とは、あるいは庫法篇845簡の註(3)で示されたごとく、「県令」を指す可能性も出てくる。

(訳文) ……□である。市奮夫は一部の商人にのみ市の利を集中させることの出来ないようにし、邑奮夫(県令か)は……

……………□邑奮夫□□至於市888……………

……………□邑奮夫□□市に至りて888……………

(訳文) ……邑奮夫は…市に来て……………

……………其市者也□□889……………

……………其の市者なるは□□□889……………

(1)この「市者」は、あるいは先述した「市の管理関係官」を指すのかもしれないが、断簡にすぎ、確言はできない。

……………□市□□890……………

……………□市□□890……………

李法篇

六¹

(1) 原註によれば、全て官吏に対する処罰規定に関する記事であるとし、ここにはそれに相当すると判断されたものが集められている。「李法」という語について、原註は『漢書』胡建伝「黄帝李法」に曰く…」を引き、『黄帝李法』という書物との関係は不明であるとしながらも、その蘇林注「獄官なり」、孟康注「兵書の法なり」、顔師古注「李とは法官の号なり」をあげる。『史記』天官書「左角、李。右角、将」の索隱「李は即ち理、理は法官なり」あるいは『管子』法法「舜の天下を有つや…皐陶は李と為り…」の尹知章注「古えの治獄の官は、此れを李官に作る」とあるごとく、「李法」が司法に関係することは確かであろう。「李法」の語は当篇のほか、文献には前記した『黄帝李法』しか見えず、その顔師古注には「総じて征伐刑戮の事を主とるなり。故に其の書を称して李法と曰う」とある。『漢書』芸文志に「黄帝」十六篇が

陰陽家の書として載せられているものの、官吏に対する処罰規定である当篇との関係は、やはり未詳と言わざるをえない。

李法¹ 891

(1) 標題簡である。冒頭部分に標題簡であることを示す横棒状のラインが見える。

…□然而置李者、所以守国邑之□892…

…□然り而して李を置くは、国邑の□…を守る所以にして

892…

(1) 国と邑の関係について、王兵篇865簡には「国を伐ち邑を破るに、権【与】を待【待】たず」とあり、898簡には「凡そ国を富まさんと欲せば、草を狼（豨）きて邑を仁（仞）たす」とある。これらは国＝国都、邑＝地方都市を指しているようだが、『管子』五輔には「善く政を為す者は、田疇は墾けて国邑は実ち、朝廷は間にして官府は治まる」とあり、国都と地方都市の両方を包

括していると考えられる。簡文は短文であり、断定は不可能であるが、さしあたり国都を含む国の支配下にある諸都市と解釈しておく。

(訳文) ……□こうして李(法官)を設置するのは、支配下の諸都市の□…を守るためであり……

……□吏畜夫有罪。逕(輕)重皆在国□、謹以従事、国□
893……

……□吏畜夫に罪有り。逕(輕)重は皆国□に在り、謹んで
以て従事し、国□は893……

(1) 庫法篇845簡註(3)「吏畜夫」参照。県所属の
各官の長、官畜夫を指すと考えられる。

(訳文) ……□吏畜夫(官畜夫)に罪がある。刑罰の軽
重はすべて国□によって決定し、謹んで規定どおりの仕
事に従い、国□は……

……為公人三日。李主法、罰為公人一894……

……公人と為すこと三日¹。李は法を主り、罰して公人と為す
こと一894……

(1) 原註は「公人」を「罰せられて公に服務する人」とする。是と思われる。劉海年は田法に「罰為公人一歳」「罰為公人二歳」「以為公人終身」「黥刑以為公人」とあることから、「公人」が有期刑(数日〜数年)と無期刑があり、場合によっては黥刑を伴うなど、非常に幅のある刑罰であったとしている(「戦国齐国法律史料の重要発現―読銀雀山漢簡《守法守令等十三篇》」『法学研究』一九八七―二)。漢代の勞役刑と比較すると、刑期が不定であるなど、いまだ刑罰としての位置づけが不明確であり、あるいは当簡からは秦漢のそれとは異なり、刑罰体系の未分化が想定できるかもしれない。

(訳文) ……公人刑として勞役に就かせること三日間とする。李(法官)は法律を掌り、罰して公人刑として勞役に就かせる事……

……畜夫与地吏斬所895……

……畜夫と地吏^①は斬せらる。…所895…^②

(1) 睡虎地秦簡、秦律十八種・效律には、食料庫の雨漏りなどによって備蓄食料を腐敗させてしまった場合、「官畜夫・冗吏をして共に敗せる禾粟を賞(償)はしむ」(232)とあり、官畜夫とその所轄の吏に関する連座規定が見られる。本簡もこうした連座規定を記したものと考えられる。「地吏」がどのような役人であるかは不詳であるが、あるいは「在地における所轄の吏」を指すか。(2) 「斬」には死刑に相当する「腰斬」や「斬首」のほか、肉刑としての「斬左(右)趾」などがある。一般的に「斬」字と共に身体の部位が示されない場合は死刑を指すが、睡虎地秦簡、封診式には、「公に買(売)りて、斬して城旦と為す」(617)とあり、「斬」のみで現れた場合でも、肉刑を指す例が見られる。当簡では「斬」字の後に「所」字が続くが、「…する所を斬す」として、肉刑を指すとも読めるが、そうした例はこれまで十三篇には見られず、さしあたって考えにくい。ここでは「斬」後に読点をうち、死刑を指すものとして解釈する。

(訳文) ……畜夫と所轄の吏は共に斬刑とする。…所…

……□弗能得者、□畜夫以其官罰□国城一歳。地896……
……□得る能わざれば、□畜夫は其の官を以て罰せられ、国城に□すること一歳。地896……

(1) 『珍稀法律』は「国城」を秦漢代の刑罰である「城旦」に類するものとする。おそらく是と思われる。「国城」は通常「国都」としての用例が多いが、「罰して」□□する」とあることから、やはり刑罰の一種として国都の城郭の補修や増築に従事させることを指すのだろう。

(訳文) ……□とらえることができない場合は、□畜夫はその職責でもって罰せられ、国都の城郭を□すること一歳とする。地……

……□之邑畜夫奪半歳之艾(刈)、其余□□897……

……□の邑畜夫(1)は半歳の艾(刈)^②を奪い、其の余は897……

(1) 庫法篇844簡註(5)及び市法篇877簡註(3)参照。県令を指す可能性がある。

(2) 『珍稀』は「艾」を「収穫」の意であるとする。『穀梁伝』莊公二十八年に「一年艾らず。而して百姓饑う」とあり、また定公元年にも「是の年艾らず。則ち食無し」とあるように「艾」は「穀物などの収穫」を指している。しかし、例えば漢代では穀物が俸給として与えられており、また「収穫を奪う」では意が通りにくいことからすれば、当簡の「半歳の艾を奪う」とは「半年分の減給」を指すのではなからうか。

(訳文) ……□の邑齋夫(県令か)は半年分の減給とし、その残りは□□……

(はしもと あきこ) 名古屋大学文学研究科博士課程)